輸	出	物	品	販	売	場	許	可	申	請	書
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	, , 収受目	lı ,	١													
令和	- 年	月	1	日		(フリガ	ナ)									
	,		•		申	ých £Ú	44h	(〒	_)						
						納税	理				(電話者	番号	_		_)
					請	(フリガ	ナ)					<u>., .,</u>				,
						氏 名 又										
					者	名 称 及代表者」										
_		兑務	署县	- 長殿		法人番	号	※ 個人の	方は個人番	号の記	載は不要	更です。				
T型の1.よ)の 前期は1.11年日にませた。 マッカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ																
下記のとおり、一般型輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。																
 販 ⁷	(電話番号 販売場の所在地										-	-)			
,,,,		/21	,													
販	売場の	り	名	称									所轄 税務 署名		Ŧ	锐務署
許可															」は	۷١
(注	注) 手続委託 受けた場合							ている販売場 の効力は失る		出物品	品販売場®	の許可を	-] [[]	いえ
														•		
参	考	事		項												
税	理士	į	署	名												
			-	· I								(電話番	· 무	-	-)
· ※ 税 務	整理番号	<u>-</u>					剖	3門番号		番	号確認	7				
署処理欄	申請年月	日		年		月 日	入	力処理	年	月	日	台帳	整理	年	月	目

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。 3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜 の様式に記載して添付してください。

輸出物品販売場許可申請書(一般型用)の記載要領等

輸出物品販売場許可申請書(一般型用)は、一般型輸出物品販売場を開設しようとする事業者(<u>消費税の課税事業者に限ります。</u>)が、一般型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に<u>事業者の納税地を所轄する税務署長に</u>提出するものです(法8⑦、令18の2①、規則10①一)。

- (注)1 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合には、「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用) (第 20-(2)号様式)」により申請してください。
 - なお、一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか 受けることができません。
 - 2 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
 - 3 許可を受けている輸出物品販売場について、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書(第21-(1)号様式)」を提出する必要があります(令18の2®)。
 - 4 許可を受けている輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場 廃止届出書(第 21-(1)号様式)」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許 可を受ける必要があります。

【記載要領】

- (1) 「**販売場の所在地**」及び「**販売場の名称**」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称(店舗名)を記載します。
 - また、「**所轄税務署名**」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。 なお、許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称及び所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。
- (2) 許可を受けようとする販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けているかどうかを確認し、「はい」又は「いいえ」にチェックしてください。
 - (注) 手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、 手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。

【添付書類】

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表(一般型用)」により確認してください。